

毎週火・金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百二十六号

建築代理業者名簿から次の者の登録を昭和二十八年八月

二十日まづ消した。

昭和二十八年十月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

目次

◇告示 建築代理業者の登録まづ消

国民健康保険を行っている村に対する条例
変更認可



県管住宅家賃の改正
計量器定期検査の実施

登録
番号
年月日

36

昭和
26.7.1

三重県桑名市大字矢田七六一番地
鳥取県西伯郡境町弥生町三一の一

本
住

鳥取県告示第四百二十七号

国民健康保険を行っている次の村に対し国民健康保険法
(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定
に基く条例変更の認可があつた。

所籍

氏名

業務管理者

館建築設計事務所

二級建築士

館 堅正

館堅正

昭和二十八年十月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

国民健康保険を行っている村

